

都道府県労働局を通じた平成24年・27年 労働者派遣法改正法施行状況調査

調査の概要

1. 調査期間

平成28年2月1日～4月30日

2. 調査対象

派遣元事業所 1,112事業所

(うち、労働者派遣事業:385事業所、(旧)特定労働者派遣事業:727事業所)

3. 調査方法

○指導監督の際に、需給調整指導官が質問事項に即して、事業所等からヒアリングを行い、聞き取った内容を記入。

○説明会等に参加する派遣元事業所に対して調査票を配布・回収。

4. 調査内容

○平成24年、27年労働者派遣法改正により新たに設けられた規制等についての対応状況
(選択方式)

※指導監督の際に本調査を行う場合で、本調査票の記入に際して、対象派遣元事業所等における法令違反等が判明した場合には、通常の定期指導における場合と同様、適正に是正指導等の対応を行っている。

総論

1. 派遣元事業所の概要

(1)現在、労働者派遣事業/(旧)特定労働者派遣事業か

総数	労働者派遣事業	(旧)特定
1,112	385	727
100%	34.3%	65.7%

(2)事業所規模(現在雇用している派遣労働者数)

総数	1～9人	10～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1,112	241	364	195	220	92
100%	21.7%	32.7%	17.5%	19.8%	8.3%

平成24年労働者派遣法改正法施行状況調査

2. 日雇派遣の原則禁止

(1)平成24年改正法施行前(平成24年10月1日以前)、日雇派遣を行っていたか

総数	有	無
1,112	326	786
100%	29.3%	70.7%

(2)(1)で「有」を選択している場合、改正法施行後、雇用期間が30日以内の日雇派遣が原則禁止されたことを受け、どのような対応を行ったか(複数選択可)

総数	日雇派遣を継続(例外的に認められた形で)	日々紹介へ移行	派遣労働者の雇用期間を延長	短期の派遣をやめた	※その他
326	223	59	87	119	6
100%	68.4%	18.1%	26.7%	36.5%	1.8%

※ その他(複数記載有): 認識不足で実施(2)等

(3)(2)で「派遣労働者の雇用期間を延長」を選択している場合、どの程度まで延長したか(複数選択可)

総数	30日超～40日	40日超～2ヶ月	2ヶ月超～3ヶ月	3ヶ月超～6ヶ月	6ヶ月超～1年	1年超
87	59	47	24	3	2	0
100%	67.8%	54.0%	27.6%	3.4%	2.3%	0.0%

(4)(2)で「派遣労働者の雇用期間を延長」を選択している場合、1ヶ月当たりの平均就業日数はどうなったか

総数	1日～3日	4日～7日	8日～10日	11日～14日	15日以上
87	1	5	7	17	57
100%	1.1%	5.7%	8.0%	19.5%	65.5%

(5) 平成24年改正法施行後、新規に日雇派遣を行ったか

総数	有	無
1,112	250	862
100%	22.5%	77.5%

2-1. 現在、例外的に認められた形で日雇派遣を行っている場合

(1) どの例外に当たる形で行っているか(両肢選択可)

総数	認められている業務の範囲で	認められている属性の範囲で
255	98	220
100%	38.4%	86.3%

(2)(1)で「認められている業務の範囲で」を選択している場合、日雇派遣を行っている業務(3つまで)

総数	ソフトウェア開発	機械設計	事務用機器操作	通訳・翻訳・速記	秘書	ファイリング
98	9	1	41	16	1	3
100%	9.2%	1.0%	41.8%	16.3%	1.0%	3.1%

調査	財務処理	取扱文書作成	デモンストレーション	添乗	受付・案内
3	6	1	3	7	42
3.1%	6.1%	1.0%	3.1%	7.1%	42.9%

研究開発	事業の実施体制の企画・立案	書籍等の制作・編集	広告デザイン	OAインストラクション	セールスエンジニアの営業・金融商品の営業
6	0	4	4	12	2
6.1%	0.0%	4.1%	4.1%	12.0%	2.0%

(3)(1)で「認められている属性の範囲で」を選択している場合、日雇派遣を行っている労働者の属性(複数選択可)

総数	60歳以上	学生	生業収入が 500万円以上	世帯収入が 500万円以上
220	136	149	39	151
100%	61.8%	67.7%	17.7%	68.6%

(4)(3)で「生業収入が500万円以上」又は「世帯収入が500万円以上」を選択している場合、年収要件の確認方法(複数選択可)

総数	所得証明書の 写し	源泉徴収の 写し	本人からの 申告	※その他
154	74	107	84	30
100%	49.4%	69.8%	54.3%	24.1%

※ その他(複数記載有): 誓約書(15)、課税証明書(7)、年金関係書類(6)等

2-2. 日々紹介

(1)24年改正法施行後、日々紹介を行っているか

総数	有	無
1,112	81	1,031
100%	7.3%	92.7%

(2)(1)で「有」を選択している場合、どのような業務で日々紹介を行っているか
(3つまで)

日雇派遣の原則禁止の例外となる業務

総数	ソフトウェア 開発	機械設計	事務用機器 操作	通訳・翻訳 ・速記	秘書	ファイリング
81	1	0	4	1	0	1
100%	1.2%	0.0%	4.9%	1.2%	0.0%	1.2%

調査	財務処理	取扱文書 作成	デモンスト レーション	添乗	受付・案内
0	0	0	1	0	10
0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	12.3%

研究開発	事業の 実施体制の 企画・立案	書籍等の 制作・編集	広告デザイン	OAインストラク ション	セールスエンジ ニアの営業・ 金融商品の営業
1	0	0	0	0	0
1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

日雇派遣の禁止の例外以外の業務

販売	一般事務	倉庫・ 運搬関係業務	介護	医療関係業務	物の製造
14	9	24	0	2	16
17.3%	11.1%	29.6%	0.0%	2.5%	19.8%

イベント運営	販売促進業務	※その他の 業務
19	10	28
21.1%	11.1%	31.1%

※ その他の業務(複数記載有): 配膳・レストラン接客(12)、軽作業(4)、調理補助(2)等

3. グループ企業派遣の8割規制

(1) 平成24年改正法施行前、グループ企業への派遣割合はどのくらいだったか

総数	80%超	60%超 ～80%	40%超 ～60%	20%超 ～40%	20%以下	分からないが 明らかに 80%以下
1,112	48	58	31	33	206	27
100%	4.3%	5.2%	2.8%	3.0%	18.5%	2.4%

わからない	グループ企業 はない
5	704
0.4%	63.3%

(2) (1)で「80%超」を選択している場合、平成24年改正法施行後、どのように対応したか(複数選択可)

総数	グループ外の 企業との取引 量を増やした	グループ企業 との取引量を 減らした	グループ企業 への派遣労働 者を当該派遣 先での直接雇 用に切り替え た	60歳以上の定 年退職者の派 遣を増やした	※その他	特段対応して いない
48	27	17	15	18	8	0
100%	56.3%	35.4%	31.3%	37.5%	16.7%	0.0%

※ その他(複数記載有): 持株比率等を見直した(3)、派遣を止めた(2)等

4. 離職後1年以内の派遣の禁止

(1) 平成24年改正法施行後、この規制に該当するとして派遣先から通知があったか

総数	有	無
1,112	19	1,093
100%	1.7%	98.3%

(2) (1)で「有」を選択した場合、派遣先から通知された派遣労働者の離職前の雇用形態(複数選択可)

対象数	正社員	パート・ アルバイト	契約社員	その他 (嘱託など)	分からない
19	2	10	10	2	1
100%	10.5%	52.6%	52.6%	10.5%	5.3%

(3) 離職後1年以内の労働者を元の派遣先へ派遣することが禁止されたことを受け、何らかの対応をとっているか(複数選択可)

総数	派遣先へ離職 者名簿を提供 するよう依頼 している	派遣前に派遣 先に当該規定 に該当しない か確認してい る	派遣前に派遣 労働者に当該 規定に該当し ないか確認し ている	※その他	特段対応して いない
1,112	8	387	686	89	269
100%	0.7%	34.8%	61.7%	8.0%	24.2%

※ その他(複数記載有): 履歴書・職務経歴書等で職歴を確認する(39)、派遣通知書等に
文言明記する(14)、派遣先の社員を採用しない(3)等

5. 均衡待遇

(1) 平成24年改正法施行後、派遣労働者の均衡待遇を図るためにどのような配慮をしているか(複数選択可)

総数	【賃金】派遣先の労働者との均衡	【賃金】一般の労働者の勘案	【賃金】職務内容や成果等の勘案	【教育訓練】派遣先の労働者との均衡	【福利厚生】派遣先の労働者との均衡	特段対応していない
1,112	341	315	464	429	679	101
100%	30.7%	28.3%	41.7%	38.6%	61.1%	9.1%

※その他
30
2.7%

※ その他(複数記載有): 正社員・無期雇用労働者を派遣しているため社内規定で待遇を決定(7)、派遣先との派遣料金の交渉(4)等

(2) (1)で【賃金】について「派遣先の労働者との均衡」または「一般の労働者の勘案」を選択した場合、均衡待遇を図るに当たって何を考慮しているか(複数選択可)

総数	基本給	職務手当、精皆勤手当	賞与、期末手当等特別賞与(いわゆるボーナス)	退職金	通勤手当	家族手当、住宅手当
542	499	142	100	27	188	48
100%	92.1%	26.2%	18.5%	5.0%	34.7%	8.9%

※その他
21
3.9%

※ その他(複数記載有): 資格手当・技術手当等(7)、総支給額(2)等

(3) (平成27年改正法施行前)均衡待遇の配慮内容について派遣労働者に説明したか

総数	有	無
1,112	665	447
100%	59.8%	40.2%

(4) (平成27年改正法施行前)派遣先に協力を求めた事項はあるか(複数選択可)

総数	派遣先で同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準の情報提供	教育訓練の情報提供	福利厚生の情報提供	派遣労働者の職務の評価(成果・意欲・能力等)	※1 その他	※2 協力を求めている
1,112	376	529	656	624	24	87
100%	33.8%	47.6%	59.0%	56.1%	2.2%	7.8%

※1 その他(複数記載有): 昇給や派遣料金の適正化・見直し(6)、キャリア形成支援(3)等

※2 理由: 正社員・無期雇用派遣労働であるため(9)、既に承知している内容であるため(4)、派遣先の社員と格差があり過ぎるため(3)、自社で全て対応を行っているため(2)等

(5) (平成27年改正法施行前)派遣先からの協力を得られた事項はあるか(複数選択可)

総数	派遣先で同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準の情報提供	教育訓練の情報提供	福利厚生の情報提供	派遣労働者の職務の評価(成果・意欲・能力等)	※その他	協力を求めている
1,112	300	521	658	625	31	74
100%	27.0%	46.9%	59.2%	56.2%	2.8%	6.7%

※ その他(複数記載有): 派遣料金の改定(3)、通勤手当の支給(2)等

(6) 均衡待遇を進めるに当たり、問題となっている事項はあるか(複数選択可)

総数	派遣先の労働者の待遇に関する情報が手に入らない	派遣労働者と同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準が分からない	派遣労働者の派遣先での評価が分からず、賃金等に反映されない	派遣先に協力を求めても、派遣先が協力してくれない	待遇を改善するための原資が不十分
1,112	247	242	69	100	321
100%	22.2%	21.8%	6.2%	9.0%	28.9%

※その他	特になし
47	493
4.2%	44.3%

※ その他(複数記載有): 派遣料金が上がらない(9)、派遣先の賃金と比較が難しい(8)等

(7) 均衡待遇を進めるに当たり、派遣先の社員との均衡と派遣労働者の均衡のどちらを重視しているか(複数選択可)

総数	派遣先の社員との均衡	派遣労働者間の均衡	両者のバランスを取る
1,112	152	568	486
100%	13.7%	51.1%	43.7%

6. マージン率等の公開

(1) どのような内容を公開しているか(複数選択可)

総数	派遣労働者の数	労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	マージン率	教育訓練に関する事項	労働者派遣に関する料金の平均額	派遣労働者の賃金の平均額
1,112	754	608	808	714	789	737
100%	67.8%	54.7%	72.7%	64.2%	71.0%	66.3%

※その他	公開していない
186	163
16.7%	14.7%

※ その他(複数記載有): 福利厚生(86)、マージン率の内訳(16)、労働・社会保険(11)、健康診断(11) 休暇・休業制度(有給休暇、育児介護休業、慶弔休暇等)(8)、教育訓練・キャリアコンサルティング(9)、派遣先事の業所数(6)、派遣料金額(5)等

(2) (1)で「公開していない」以外を選択している場合、どのような方法で公開しているか(複数選択可)

総数	事業所への書類の備え付け	自社ホームページ	リーフレット等の配布	※その他
949	696	262	89	124
100%	73.3%	27.6%	9.4%	13.1%

※ その他(複数記載有): 就業条件明示書・労働条件通知書等に明示(42)、口頭説明(25)等

(3) (1)で「マージン率」を選択した場合、派遣料金におけるマージン率の構成比

総数	10%未満	10%～20%未満	20%～30%未満	30%～40%未満	40%～50%未満	50%以上
808	2	29	399	313	49	16
100%	0.2%	3.6%	49.4%	38.7%	6.1%	2.0%

7. 待遇に関する事項等の説明

(1) 平成24年改正法施行後、労働契約を締結する前に、派遣労働者にどのような事項を説明しているか(複数選択可)

総数	派遣労働者として雇用した場合における賃金額の見込み	待遇に関する事項	事業運営に関する事項	労働者派遣制度の概要	※その他	説明していない
1,112	952	942	576	805	117	37
100%	85.6%	84.7%	51.8%	72.4%	10.5%	3.3%

※ その他(複数記載有): 採用当時派遣労働者ではない(32)、個人情報取扱について(8)、福利厚生(7)、就業規則(7)、教育訓練に関する事項(6)、正社員への登用・無期転換・直接雇用制度(4)等

8. 派遣料金の明示

(1) 平成24年改正法施行後、派遣労働者に派遣料金額を明示しているか

総数	有	無
1,112	963	149
100%	86.6%	13.4%

(2)(1)で「有」を選択している場合、何を明示しているか

総数	派遣労働者本人の派遣料金額	派遣労働者が所属する事業所における派遣料金額の平均額
963	381	582
100%	39.6%	60.4%

9. 中途解除された場合の措置

(1) 平成24年改正法施行後、派遣先都合による派遣契約の中途解除があったか

総数	有	無
1,112	260	852
100%	23.4%	76.6%

(2)(1)で「有」を選択している場合、派遣先都合による派遣契約の中途解除の際に、派遣先はどのような措置を講じたか(複数選択可)

総数	派遣先が新たな就業機会を提供する	派遣先が派遣元事業主の休業手当等の支払費用を負担する	派遣先が派遣元事業主に損害賠償を支払う	※その他	派遣先は何も講じなかった
260	138	159	51	19	54
100%	53.1%	61.2%	19.6%	7.3%	20.8%

※ その他(複数記載有): 1箇月以上前の契約解除の申し入れ(5)、派遣先に直接雇用された(2)等

(3) 派遣契約を中途解除された場合の扱いとして契約に盛り込まれている内容(複数選択可)

総数	派遣先が新たな就業機会を提供する	派遣先が派遣元事業主の休業手当等の支払い費用を負担する	派遣先が派遣元事業主に損害賠償を支払う	※その他	特に盛り込んでいない
1,112	965	901	819	75	65
100%	86.8%	81.0%	73.7%	6.7%	5.8%

※ その他(複数記載有): 派遣契約解除理由の明示(39)、事前通知(11)等

(4) 中途解除に限らず、派遣労働者の責めに帰すべき事由以外で派遣労働者を休業させたことがあるか

総数	有	無
1,112	333	779
100%	29.9%	70.1%

(5) (4)で「有」を選択している場合、派遣労働者を休業させた際の賃金補償はどのように行っているか

総数	給与を全額支払っている	休業手当を支払っている	※その他	特に何もしていない
333	64	248	14	7
100%	19.2%	74.5%	4.2%	2.1%

※ その他(複数記載有): 給与全額を支払う場合と休業手当を支払う場合のケースバイケース(6)等

10. 労働契約申込みみなし

(1) 対策を講じる予定はあるか、又は既に講じている対策はあるか(複数選択可)

総数	コンプライアンス対策の強化	派遣先への周知	派遣契約内容の見直し	※その他	これから検討する予定	特段対応は予定していない
1,112	552	603	239	22	189	178
100%	49.6%	54.2%	21.5%	2.0%	17.0%	16.0%

※ その他(複数記載有): 正社員・無期雇用派遣労働者のみ(5)、社内での制度の周知(7)等

平成27年労働者派遣法改正法施行状況調査

1. 平成27年改正法の内容

(1) 平成27年に労働者派遣法が改正されたことを知っているか

総数	知っている	知らなかった
1,112	1,110	2
100%	99.8%	0.2%

(2) (1)で「知っている」を選択している場合、平成27年改正法の内容について具体的に知っている内容はどれか(複数選択可)

総数	特定労働者派遣事業の廃止	派遣事業の許可基準の見直し	キャリアアップ措置	雇用安定措置	派遣期間制限の見直し	派遣労働者の均衡待遇の強化
1,110	1,090	991	1,014	971	1,026	901
100%	98.2%	89.3%	91.4%	87.5%	92.4%	81.2%

(3) (1)で「知っている」を選択している場合、どのようにして平成27年改正法の内容を知ったか(複数選択可)

総数	都道府県労働局による説明	業界団体主催の説明会	インターネット	業界紙	テレビ・新聞	※その他
1,110	926	415	565	156	469	117
100%	83.4%	37.4%	50.9%	14.1%	42.3%	10.5%

※ その他(複数記載有): 社内研修(30)、本社からの連絡(17)、社労士(13)、派遣元責任者講習(7)、労働者派遣事業取扱要領(6)等

2. キャリアアップ措置

(1) 平成27年改正法施行後、段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めたか

総数	作成済み	作成中	計画の作成義務を知らなかった	作成する予定がない
1,112	334	695	58	25
100%	30.0%	62.5%	5.2%	2.2%

(2) (1)で「作成中」を選択している場合、現時点で作成できていない理由は何か

総数	教育訓練の内容を準備している途中である	教育訓練の内容は決まっているが、計画の作成まで至っていない	教育訓練の内容は決まっているが、制度の理解が不十分で作成で不明点がある	※その他
695	444	180	48	23
100%	63.9%	25.9%	6.9%	3.3%

※ その他(複数記載有): 内容検討中(9)、何をすれば良いかわからない(3)等

(3) 平成27年改正法施行後、段階的かつ体系的な教育訓練を実施したか(複数選択可)

総数	施行後に雇用した派遣労働者に教育訓練を実施(又は計画に基づき実施予定)	施行前から雇用している派遣労働者に教育訓練を実施(又は計画に基づき実施予定)	対応を検討中	※その他	特段対応する予定はない
1,112	400	447	474	46	28
100%	36.0%	40.2%	42.6%	4.1%	2.5%

※ その他(複数記載有): 準備中(8)、正社員として実施(4)等

(4) (3)で「施行後に雇用した派遣労働者に教育訓練を実施(又は計画に基づき実施予定)」または「施行前から雇用している派遣労働者に教育訓練を実施した(又は計画に基づき実施予定)」の場合、どのような内容で行ったか(複数選択可)

総数	入職時訓練	社内でのOff-JT	社外でのOff-JT	派遣元でのOJT	派遣先でのOJT	e-ラーニング	※その他
649	507	317	105	149	236	129	21
100%	78.1%	48.8%	16.2%	23.0%	36.4%	19.9%	3.2%

※ その他(複数記載有): 資格取得(5)、派遣先でのOff-JT(4)、自習用テキストの配布(4)等

(5) (3)で「施行後に雇用した派遣労働者に教育訓練を実施(又は計画に基づき実施予定)」または「施行前から雇用している派遣労働者に教育訓練を実施した(又は計画に基づき実施予定)」の場合、どのような点が困難に感じたか(複数選択可)

注)一部未回答の事業所が存在する。

総数	必要な教育訓練の内容が分からない	教育訓練に係る費用の捻出が困難	派遣元の教育訓練を行う際に、就業時間中に教育訓練を行うことについて派遣先の協力が得られない	派遣先でのOJTについて派遣先の協力が得られない	派遣労働者が積極的に参加してくれない	※その他
649	146	258	121	49	203	179
100%	22.5%	39.8%	18.6%	7.6%	31.3%	27.6%

※ その他(複数記載有): 困難に感じている点は特にない(80)、派遣労働者のスケジュール調整(20)、適切な教育内容が分からない(11)等

(6) 希望者に対するキャリアコンサルティングについて、どのような相談窓口を置いているか(複数選択可)

総数	社内のキャリアコンサルタント	社外のキャリアコンサルタント	営業担当者	コーディネーター	※その他
1,112	422	56	667	217	176
100%	37.9%	5.0%	60.0%	19.5%	15.8%

※ その他(複数記載有): 検討中・未設置(45)、派遣元責任者(42)、社内の管理・人事担当課室又は担当者(35)等

(7) 平成27年改正法施行後、キャリアコンサルティングを行ったか

総数	派遣労働者からの希望があり実施	派遣労働者からの希望がなく未実施	派遣労働者から希望があったが、社内での体制が整っておらず未実施
1,112	237	853	22
100%	21.3%	76.7%	2.0%

3. 雇用安定措置

(1) 平成27年改正法施行後、雇用安定措置の対象者はいるか

総数	有	無
1,112	575	537
100%	51.7%	48.3%

◆ 同一の組織単位に継続して3年間派遣見込みがある派遣労働者がいる派遣元事業所

該当事業所 総数	就業継続の希望を聴取した		改正法施行後、雇用安定措置を実施した事業主			
		聴取したうち、 就業継続希望した労働者が いる	改正法施行後、雇用安定措置を実施した事業主			
			派遣先への直接 雇用の依頼	新たな派遣先の 提供(無期雇用とした上での 派遣含む)	派遣元での無期雇用(派遣 労働者以外の働き方)	※その他の安定した雇用の 継続を図るため必要な措置
34	28	28	15	7	6	4
100%	82.4%	82.4%	—	—	—	—
—	—	100%	53.6%	25.0%	21.4%	14.3%



【各該当項目の派遣労働者数内訳】

		該当事業所 総数	就業継続の希望を聴取した		改正法施行後、雇用安定措置を実施した事業主			
				聴取したうち、 就業継続希望した労働者が いる	改正法施行後、雇用安定措置を実施した事業主			
					派遣先への直接 雇用の依頼	新たな派遣先の 提供(無期雇用とした上での 派遣含む)	派遣元での無期雇用(派遣 労働者以外の働き方)	※その他の安定した雇用の 継続を図るため必要な措置
		34	28	28	15	7	6	4
該当する 派遣労働者数	1～9人	17	17	17	11	4	5	3
	10～49人	13	9	9	4	2	1	1
	50～99人	2	1	2	0	1	0	0
	100～499人	2	1	0	0	0	0	0
	500人以上	0	0	0	0	0	0	0

※ その他(複数記載有、()内は事業所数): 紹介予定派遣(2)、教育訓練(2)等

◆ 同一の組織単位に継続して1年以上3年間未満派遣見込みがある派遣労働者がいる派遣元事業所

該当事業所 総数	就業継続の希望を聴取した		改正法施行後、雇用安定措置を実施した事業主			
		聴取したうち、 就業継続希望した労働者が いる	改正法施行後、雇用安定措置を実施した事業主			
			派遣先への直接 雇用の依頼	新たな派遣先の 提供(無期雇用とした上での 派遣含む)	派遣元での無期雇用(派遣 労働者以外の働き方)	※その他の安定した雇用の 継続を図るため必要な措置
309	215	200	68	53	33	33
100%	69.6%	64.7%	—	—	—	—
—	—	100%	34.0%	26.5%	16.5%	16.5%



【各該当項目の派遣労働者数内訳】

		該当事業所 総数	就業継続の希望を聴取した		改正法施行後、雇用安定措置を実施した事業主			
				聴取したうち、 就業継続希望した労働者が いる	改正法施行後、雇用安定措置を実施した事業主			
					派遣先への直接 雇用の依頼	新たな派遣先の 提供(無期雇用とした上での 派遣含む)	派遣元での無期雇用(派遣 労働者以外の働き方)	※その他の安定した雇用の 継続を図るため必要な措置
		309	215	200	68	53	33	33
該当する 派遣労働者数	1～9人	137	113	113	56	38	28	23
	10～49人	111	71	58	11	13	5	9
	50～99人	36	18	18	1	1	0	0
	100～499人	24	13	11	0	1	0	1
	500人以上	1	0	0	0	0	0	0

※ その他(複数記載有、()内は事業所数): 教育訓練(15)、紹介予定派遣(8)等

◆上記以外で雇用期間が通算1年以上の派遣労働者がいる派遣元事業所

該当事業所 総数	改正法施行後、雇用安定措置を実施した事業主			
	派遣先への直接雇用の依頼	新たな派遣先の提供(無期雇用とした上での派遣含む)	派遣元での無期雇用(派遣労働者以外の働き方)	※その他の安定した雇用の継続を図るため必要な措置
387	101	133	27	39
100%	26.1%	34.4%	7.0%	10.1%



【各該当項目の派遣労働者数内訳】

		該当事業所 総数	改正法施行後、雇用安定措置を実施した労働者数			
			派遣先への直接雇用の依頼	新たな派遣先の提供(無期雇用とした上での派遣含む)	派遣元での無期雇用(派遣労働者以外の働き方)	※その他の安定した雇用の継続を図るため必要な措置
		387	101	133	27	39
該当する派遣労働者数	1～9人	107	89	56	21	26
	10～49人	135	12	57	5	12
	50～99人	50	0	12	0	0
	100～499人	79	0	8	1	1
	500人以上	16	0	0	0	0

※ その他(複数記載有、()内は事業所数):教育訓練(17)、紹介予定派遣(9)等

(2)(1)で「有」を選択している場合で、対象者のうち措置を講じていない派遣労働者がいれば、その理由(複数選択可)

注1)一部の派遣労働者のみに措置を講じた事業所も含む。
注2)一部未回答の事業所が存在する。

◆同一の組織単位に継続して3年間派遣見込みがある派遣労働者がいる派遣元事業所のうち、「就業継続を希望した派遣労働者」について、いずれの雇用安定措置も講じていない者がいる派遣元事業所

該当事業所 総数	今後実施予定	派遣先の協力が得られないから	新しい派遣先が見つからないから	自社で無期雇用のポストが確保できないから	※その他
13	10	3	2	2	2
100%	76.9%	23.1%	15.4%	15.4%	15.4%

※ その他(複数記載有、()内は事業所数):直接雇用の話を本人が断ったため(1)、他部署への移動(1)

◆同一の組織単位に継続して1年以上3年間未満派遣見込みがある派遣労働者がいる派遣元事業所のうち、「就業継続を希望した派遣労働者」について、いずれの雇用安定措置も講じていない者がいる派遣元事業所

該当事業所 総数	今後実施予定	派遣先の協力が得られないから	新しい派遣先が見つからないから	自社で無期雇用のポストが確保できないから	(3年未満であり)努力義務なので措置する予定がない	※その他
135	108	8	15	17	11	18
100%	80.0%	5.9%	11.1%	12.6%	8.1%	13.3%

※ その他(複数記載有、()内は事業所数):派遣労働者が希望しない又は検討中であるため(6)等

◆上記以外で雇用期間が通算1年以上の派遣労働者がいる派遣元事業所のうち、「就業継続を希望した派遣労働者」について、いずれの雇用安定措置も講じていない者がいる派遣元事業所

該当事業所 総数	今後実施予定	派遣先の協力が得られないから	新しい派遣先が見つからないから	自社で無期雇用のポストが確保できないから	(3年未満であり)努力義務なので措置する予定がない	※その他
284	221	17	38	26	27	43
100%	77.8%	6.0%	13.4%	9.2%	9.5%	15.1%

※ その他(複数記載有、()内は事業所数):派遣労働者が希望しない又は検討中のため(15)、現在の契約が進行中のため(10)等

(3)(1)で「派遣先への直接雇用の依頼を実施」した場合、派遣先への直接雇用に結びついたか
(複数選択可)

注)一部未回答の事業所が存在する。

◆同一の組織単位に継続して3年間派遣見込みがある派遣労働者がいる派遣元事業所のうち、派遣先への直接雇用の依頼を実施した派遣元事業所

総数	派遣先で 正社員として 直接雇用	派遣先で多様 な正社員として 直接雇用	派遣先で 非正規雇用 労働者として 直接雇用	直接雇用され なかったのに 他の措置を 講じた	※その他
15	8	2	3	2	4
100%	53.3%	13.3%	20.0%	13.3%	26.7%



【各該当項目の派遣労働者数内訳】

		該当事業所 総数	派遣先で 正社員として 直接雇用	派遣先で多様 な正社員として 直接雇用	派遣先で 非正規雇用 労働者として 直接雇用	直接雇用され なかったのに 他の措置を 講じた	※その他
		15	8	2	3	2	4
該当 する 派遣 労働 者数	1人	1	3	2	1	1	1
	2人	3	3	0	1	0	1
	3～4人	6	2	0	1	1	0
	5～9人	1	0	0	0	0	1
	10人以上	4	0	0	0	0	1

※ その他(複数記載有、()内は事業所数): 直接雇用の見込み有り(1)、派遣契約継続中(1)

◆同一の組織単位に継続して1年以上3年間未満派遣見込みがある派遣労働者がいる派遣元事業所のうち、派遣先への直接雇用の依頼を実施した派遣元事業所

総数	派遣先で 正社員として 直接雇用	派遣先で多様 な正社員として 直接雇用	派遣先で 非正規雇用 労働者として 直接雇用	直接雇用され なかったのに 他の措置を 講じた	(3年未満であ り)努力義務な ので措置する 予定がない	※その他
68	27	4	29	13	0	16
100%	39.7%	5.9%	42.6%	19.1%	0.0%	23.5%



【各該当項目の派遣労働者数内訳】

		該当事業所 総数	派遣先で 正社員として 直接雇用	派遣先で多様 な正社員として 直接雇用	派遣先で 非正規雇用 労働者として 直接雇用	直接雇用され なかったのに 他の措置を 講じた	(3年未満であ り)努力義務な ので措置する 予定がない	※その他
		68	27	4	29	13	0	16
該当 する 派遣 労働 者数	1人	15	12	1	11	3	0	8
	2人	18	3	2	6	2	0	7
	3～4人	8	4	0	4	1	0	0
	5～9人	15	7	1	3	3	0	1
	10人以上	12	1	0	5	4	0	0

※ その他(複数記載有、()内は事業所数): 直接雇用の見込み有り(6)、派遣先と交渉中(4)等

◆上記以外で雇用期間が通算1年以上の派遣労働者がいる派遣元事業所のうち、派遣先への直接雇用の依頼を実施した派遣元事業所

総数	派遣先で 正社員として 直接雇用	派遣先で多様 な正社員として 直接雇用	派遣先で 非正規雇用 労働者として 直接雇用	直接雇用され なかったのに 他の措置を 講じた	(3年未満であ り)努力義務な ので措置する 予定がない	※その他
101	42	4	45	15	6	14
100%	41.6%	4.0%	44.6%	14.9%	5.9%	13.9%



【各該当項目の派遣労働者数内訳】

		該当事業所 総数	派遣先で 正社員として 直接雇用	派遣先で多様 な正社員として 直接雇用	派遣先で 非正規雇用 労働者として 直接雇用	直接雇用され なかったのに 他の措置を 講じた	(3年未満であ り)努力義務な ので措置する 予定がない	※その他
		101	42	4	45	15	6	14
該当 する 派遣 労働 者数	1人	24	17	1	12	7	1	7
	2人	14	4	1	8	4	1	2
	3～4人	21	8	2	14	4	1	1
	5～9人	30	10	0	8	0	1	3
	10人以上	12	3	0	3	0	2	1

※ その他(複数記載有、()内は事業所数): 直接雇用の見込み有り(3)、派遣先と交渉中(2)等

4. 均衡待遇の推進

(1) 平成27年改正法施行後、均衡待遇の確保のために考慮した内容について、派遣労働者から説明を求められたことがあるか、また、求めに応じたか

総数	求められたこと があり、説明し た	求められたこと があるが、説 明しなかった	求められたこと がない
1,112	111	2	999
100%	10.0%	0.2%	89.8%

(2) 平成27年改正法施行後、同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金情報の提供を派遣先に求めたことがあるか、また、派遣先は求めに応じたか

総数	求めたことがあ り、賃金情報を 提供した	求めたことがあ るが、賃金情 報を提供しな かった	求めたことが ない
1,112	307	98	707
100%	27.6%	8.8%	63.6%

(3) 平成27年改正法施行後、教育訓練の実施について、派遣先に求めたことがあるか、また、派遣先は求めに応じたか

総数	求めたことがあ り、派遣先によ る教育訓練が 行われた(又 は行われる予 定)	求めたことがあ るが、派遣先 による教育訓 練は行われな かった	求めたことが ない
1,112	498	39	575
100%	44.8%	3.5%	51.7%